

# 安全かつ適切な医療を提供するための 院内感染対策取り組み事項

## 1. 病院感染対策に関する基本的な考え方

当院は、感染防止対策を病院全体として取り組み、病院に関わる全ての人々を対象として、病院感染発生防止と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

## 2. 病院感染対策委員会、その他の当該病院等の組織に関する基本事項

- 1) 当院における感染防止対策に関する意思決定機関として、院内感染防止対策委員会を設置し、毎月1回会議を実施し、感染防止対策に関する事項を検討します。
- 2) 感染対策チーム（ICT）を設置し、感染防止対策の実務を行います。

### 【主な活動内容】

- 1週間に1回程度、定期的に院内巡回し、院内感染事例の把握を行うとともに、感染防止対策の実施状況の把握・指導を行う。
- 院内における感染症の発症防止のための監視活動、手指衛生実施状況の監視、耐性菌監視、抗菌薬使用に関するモニタリングと適正使用の推進。
- 院内感染防止対策マニュアルの作成・改訂
- 感染防止対策地域連携施設とのカンファレンスと感染防止対策のための取り組み検討。

## 3. 病院感染対策のため、職員に対する研修に関する基本方針

職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、全職員対象とした研修会を年2回以上行っています。

## 4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

法令に定められた感染症届出のほか、院内における耐性菌等に関する感染情報レポートを作成し、感染対策チームでの検討及び現場へのフィードバックを実施しています。

## 5. 病院感染発生時の対応に関する基本方針

感染症患者が発生または、疑われる場合は、感染対策チームが感染対策に速やかに対応します。また必要に応じ、通常時から協力関係にある地域の他の医療機関や保健所と速やかに連携し対応します。

## 6. 患者等に対する当院方針の閲覧に関する基本方針

本取組み事項は、院内に掲示し、患者様およびご家族などから閲覧の求めがあった場合には、これに応じます。

## 7. その他当院における病院感染対策推進のために必要な基本方針

病院感染防止対策推進のために「院内感染防止対策マニュアル」を作成し、職員への周知徹底を図るとともに、マニュアルの見直し、改訂を行います。

2014年4月作成

2019年4月改訂